

事業計画変更認可

～藤枝駅前一丁目9街区第一種市街地再開発事業～

要約すると

- 静岡県が藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合の事業計画変更を認可
- 権利変換計画認可に向けて手続きを進め、年内の建築工事着手を目指す

藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合（鈴木健夫理事長）は、JR藤枝駅北口で進めている市街地再開発事業について、当初の事業計画を変更し、令和6年1月22日付けで静岡県知事より変更認可を受けました。

当初の事業計画は、昨年6月末の再開発組合設立認可時のものであり、この度の変更では、全国的な工事費の高騰に起因する資金計画の見直しと、実施設計の進捗に伴う建築構造物の軽微な変更を行いました。その他の施設規模や事業施行期間については大きな変更は無く、1～2階に商業施設、3～21階に約130戸の分譲住宅が入る地上21階建ての高層複合施設を令和8年度末までに整備する計画となっています。

同事業は、駅前一丁目8街区（フジエダミキネ）に次いで本市で2例目となる都市再開発法に基づく市街地再開発事業であり、昨年の再開発組合設立以降も滞りなく事業が進捗し、計画の精度がより高まっていく中で、今回の事業計画変更に至りました。

再開発組合は今後、変更認可された事業計画をもとに、次の大きなステップである権利変換計画認可に向けて手続きを進め、年内の建築工事着手を目指し、着実に事業を推進していきます。



駅前一丁目9街区市街地再開発のイメージ